

## 羽咋市社会福祉大会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽咋市社会福祉大会において大会長(羽咋市長)が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰は、次の表に該当する個人又は団体であって、羽咋市の社会福祉に顕著な功績があった者に対して行うものとする。

表彰区分	表彰対象者
民生委員等	民生委員・児童委員、地域福祉員8年以上
社会福祉関係 団体役員	老人団体、障害者団体、母子寡婦団体、戦没者遺族団体等社会福祉事業関係団体の役員7年以上
社会福祉事業 従事者	社会福祉事業に従事する役職員であって、直接処遇職員(訪問介護員及び保育士等で利用者と日常的に直接接して働いている職員)10年以上、その他の役職員(事務職員、調理等職員を含む)15年以上
ボランティア 活動者	ボランティア活動団体・個人6年以上

2 前項における年数の基準日は、当該年度の4月1日とする。ただし、民生委員等については、当該年度の11月30日とする。

3 第1項の表彰は、現職及び活動継続中の者に限るものとする。

(表彰の特例)

第3条 大会長は、前条の規定に該当しない場合であっても、社会福祉への功績が特に顕著であって適当と認めるときは、これを表彰することができる。

(候補者の推薦)

第4条 前2条の規定に該当する者が所属する団体等の代表者は、当該該当者をこの要綱に基づく表彰の候補者として推薦書(様式)を作成し、社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会(以下「この会」という。)事務局へ提出する。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰の該当者を審査するため、この会に羽咋市社会福祉大会長表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、この会の会長、副会長(2人)、常務理事及び羽咋市健康福祉課長をもって充てる。

3 委員会に委員長を置くこととし、この会の会長である委員をもって充てる。

4 委員会は、推薦書により、その功績について審査を行い、大会長に答申するものとする。

5 委員会の庶務は、この会の事務局において処理する。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、毎年開催する羽咋市社会福祉大会において行う。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。